

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊大和駐屯地
第 3 8 1 会計隊大和派遣隊長 渡邊 一樹
(公印省略)

下記のとおり一般競争入札を実施するので、入札心得等関係事項を承知した上で参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	単 位	搬 出 期 限	搬 出 場 所
小火器弾の廃弾	仕様書のとおり	1,444.30	kg	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 4 月 2 4 日までに搬出)	陸上自衛隊王城寺 原演習場
砲迫等の破裂弾	仕様書のとおり	3,474.10	kg		

※確実に売払物品の確認をお願い致します。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は、被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当します。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度全省庁統一資格を取得している次のいずれかに該当する者。
資格の種類：「物品の買受」の等級「C」以上で東北地域の競争参加資格を有するもの。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (6) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (7) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 第 8 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成 1 7 年法律第 8 6 号)第 2 条第 3 号及び会社法施行規則(平成 1 8 年法務省令第 1 2 号)第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社的一方が会社更生法(昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号)第 2 条第 7 項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)第 2 条第 4 号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 競争参加者として認めない者

- (1) 都道府県警から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (3) 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨の明記が無い場合、又は「暴力団排除に関する誓約書」の提出が無い場合は入札参加を認めない。
- (4) 官側と調整後、現場確認を実施し、売払物品の確認を行っていない者

4 契約条項を示す場所

陸上自衛隊大和駐屯地 第381会計隊大和派遣隊 契約班

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和8年4月14日(火) 13時00分
- (2) 場 所 : 陸上自衛隊大和駐屯地 第381会計隊大和派遣隊入札室
- (3) 郵便入札 : 郵送等による入札は事前に分任契約担当官の事前承認を受けるものとし、入札開始前までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。この際、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

6 入札説明会

実施しない。

現場確認は事前に補給科担当者に問い合わせを実施し、令和8年4月3日(金)～令和8年4月13日(月)(土日除く)まで間、現地にて物品を確認した上で入札に参加して下さい。
現場確認をしていない者の入札及び市場価格調査の提出がない者の認めない。

7 保証金等

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が契約の締結に応じない場合は、落札した金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札方法

競争は「消費税込み価格」で行うので入札書には消費税込みの金額を記載すること。

9 落札決定方法

- (1) 総額にて決定します。
入札書及び内訳書は、消費税込みの金額を記載して下さい。
- (2) 当隊所定の予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とします。ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (3) 再度入札となった場合は、郵便入札者がいる場合においては、官側が指定する日時に実施するものとする。郵便入札者が不在の場合は、その場で直ちに再度入札を実施するので入札書の予備を準備して下さい。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札
- (2) 入札金額、入札者、氏名が判明し難い入札
- (3) 入札書に「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」の記載のない入札
- (4) 入札書に「公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承認の上、入札見積いたします。」の記載のない入札
- (5) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく東北方面会計隊標準契約書の様式に基づき、次により契約書等を作成提出する。
- (2) 契約金額は、落札した金額に消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）とします。
- (3) 適用する契約条項
 - 「不用物品売払契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」

12 その他

- (1) 入札書には、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約する文言を記載又は誓約書を提出すること。（記載又は提出がない場合は無効となります。）
- (2) 入札日時に遅れた者の入札は認めません。ただし、正当な理由であると官側が認めた場合に限り再度入札以降の参加が可能です。
- (3) 入札参加者は、資格審査結果通知書（写）を入札日前日までに直接又はFAX等により提出して下さい。
- (4) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時までに委任状を提出すること。
- (5) 「入札心得等」については、第381会計隊大和派遣隊事務室等で提示する。
- (6) 再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施するものとする。郵便入札者がいない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参すること。
- (7) 現場以外及び官側担当者から指示された場所以外への立入は禁止するものとする。
- (8) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に関して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (9) 売払物品の引取りに関しては、事故防止に留意すると共に、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (10) 売払物品は、現状渡しであり、契約締結後防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は、当該物品に不具合、隠れた瑕疵等を発見しても契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (11) 使用等に関して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (12) 当該売払部品等を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要です。
- (13) 現場確認等に関する問い合わせ先

〒981-3621
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21-9
陸上自衛隊 大和駐屯地業務隊 補給科
電話 022-345-2191（内線323）
FAX 022-345-4890 担当 佐藤
- (14) その他、入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊大和駐屯地 第381会計隊大和派遣隊 契約班
電話 022-345-2191（内線350）
FAX 022-345-4890 担当 七日市

仕 様 書		
使用済み廃弾の売払	仕様書番号	S5
	作成年月日	令和8年4月2日
	作成部隊名	陸上自衛隊大和駐屯地業務隊補給科
1 適用範囲 この仕様書は、王城寺原演習場において発生した使用済み廃弾の売払について規定する。 2 種 類 (1) 小火器弾の廃弾 1,444.3 K g (2) 砲迫等の破裂弾 3,474.1 K g 3 売払に関する要求 (1) 搬送・保管 ア 契約の相手方は引渡し場所から処分場まで搬送し処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。 イ 契約の相手方は搬送・保管に際し、盗難、紛失防止処置を実施するものとする。 (2) 処分要領 ア 契約の相手方は原型に近い形状を有するものは溶解、切断、圧壊等の処置を実施する。 イ 契約の相手方は溶解、切断、圧壊等の処分の要領を官側に通報する。 ウ 契約の相手方は原型に近い形状を有するものを溶解、切断、圧壊等の処置後20日以内に撮影した工程写真を添付する。 エ 原型に近い形状を有する廃弾は引渡し時に官側が指定する。 (3) 転売の禁止事項 契約の相手方は引渡しを受けた原型に近い形状を有するものを溶解、切断、圧壊等の処置をしないままの状態での転売をしてはならない。当該廃弾が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。 4 検査等 売払品の持ち出しに際し、官側の検査官の立会のもとに、作業を実施させる。 5 物品の引渡し (1) 契約代金の納付期限 令和8年4月24日 (2) 物品の引取期限 令和8年4月24日 (3) 契約代金を納付し、契約物品を引き受けたときをもって所有権を移転するものとする。 (4) 担保責任の免除は、契約物品の現状渡しであり、所有権移転後の使用等に関し一切の責任を負わないものとする。		

- (5) 法令等に定められた手続きは、契約物品の所有権移転、使用等に関し法令等により定められた手続きがあった場合は買受入が費用負担において実施しなければならない。

6 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、表 1 による

(2) 仕様書に関する疑義

本契約内容に疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官と調整するものとする。

表 1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1 部	大和駐屯地業務隊補給科	売払品の引渡し時	—
2	溶解、切断、圧壊等の工程写真	1 部		作業完了後 20 日以内	指定された廃弾ごと、作業前、溶解（又は切断、圧壊等）後に撮影する。様式は図 1 による。
3	作業工程表	1 部	第 381 会計隊大和派遣隊	契約書締結までに。	—

作業前	溶解又は切断、圧壊前の写真を添付
作業後	溶解又は切断、圧壊後の写真を添付

図 1 - 工程写真の様式

別紙内訳表（重量）

小火器弾の廃弾

重 量 (k g)
1,444.3

砲迫等の破裂弾

品 名	重 量 (k g)
120mm装薬保持等	1977.0
84mm無反動砲	115.7
25mm機関砲	24.2
110mm個人携帯対戦車弾	100.8
06式小銃てき弾	122.2
22mm縮射弾	36.9
中距離多目的誘導弾	10.2
01式軽対戦車誘導弾	15.9
87式対戦車誘導弾	33.4
81mm迫撃砲	72.6
70MC	72.0
92式地雷原処理車（MBRS）	558.6
96式40mm自動てき弾	15.0
砲弾破片等	289.6
105TKG装弾筒	30.0
合 計	3,474.1

廃弾（コンテナ）の現状

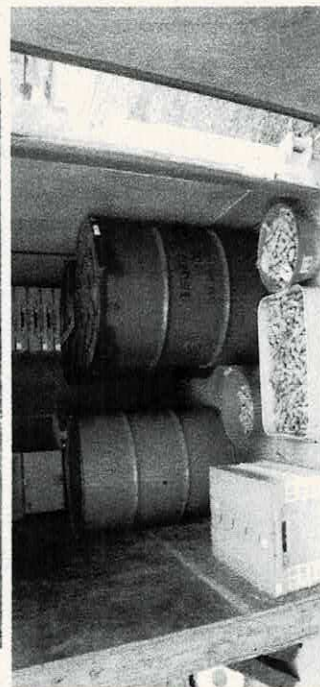
コンテナ1号



コンテナ3号



コンテナ2号 小火器弾の廃弾



入 札 書

入 札 金 額 ￥

No.	品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額（税 込）
1	小火器弾の廃弾	仕様書のとおり	k g	1,444.30		
2	砲迫等の破裂弾	仕様書のとおり	k g	3,474.10		
	合 計					
納 入（履 行）場 所		陸上自衛隊王城寺 原 演 習 場	納 期（履 行 期 限）		代金納付の日から5日以内 (令和8年4月24日までに搬出)	
契 約 保 証 金		免 除	見 積 書 有 効 期 間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「標準契約（請）書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。また、当社（私 個人の場合）、当団体（団体の場合）は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊大和駐屯地

第381会計隊大和派遣隊長 渡 邊 一 樹 殿

住 所
会 社 名
代 表 社 名

印

市場価格調査依頼
(市場価格回答書)

令和8年4月3日

業 者 各 位

分任契約担当官
陸上自衛隊大和駐屯地 第381会計隊
大和派遣隊長 渡邊 一 樹
(公印省略)

下記の事項について市価調査をお願いします。

記

1 市価調査項目

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
小火器弾の廃弾	仕様書のとおり	1,444.30	kg			
砲迫等の破裂弾	仕様書のとおり	3,474.10	kg			
	合 計					

- (1) 上記金額は、消費税を含めた金額で記入して下さい（税込価格）。
(2) 買受に係る諸経費等を含めた金額で、お見積をお願いします。

2 回答期限

令和8年4月13日（月）12時までにFAXにて回答をお願いします。
現場確認後、速やかに提出をお願いします。

電 話 022-345-2191（内線350） 担当 七日市
FAX 022-345-4890

市場価格調査回答書

令和 年 月 日

分任契約担当官 殿

住 所

会社名

印